

## 佐賀県告示第 1 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号。以下「県税条例」という。）  
第 9 条の 2 第 1 項の規定により、令和 2 年佐賀県告示第 233 号（県税に関する  
申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その  
申告期限等が令和 2 年 7 月 4 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に到来するも  
のについて、同年 2 月 1 日とする。

令和 3 年 1 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義